

関係府県に対する瀬戸内海の環境保全の課題・方策に係る調査結果について

1. 目的

中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会（以下「小委員会」という。）（第 15 回、第 16 回、第 17 回、第 18 回）において、関係機関等からのヒアリングを実施し、このうち瀬戸内海関係府県については 8 府県からヒアリングを実施した。

これまでの小委員会における審議を踏まえ、ヒアリング内容を補完すべく、瀬戸内海関係 13 府県を対象に湾・灘協議会の設置等についての検討状況や深掘りすべき課題等を調査した。

2. 調査実施方法

瀬戸内海関係 13 府県を対象に、以下の調査項目について調査を実施した。

(1) 調査対象者：瀬戸内海関係 13 府県

京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

(2) 調査項目

ア) 水質の保全及び管理、水産資源の持続的な利用の確保に係る対策	
イ) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に係る課題と対策	関係機関等へのヒアリング項目と同じ項目
ウ) 自然景観及び文化的景観の保全に係る課題と対策	
エ) 湾灘協議会、その他協議会の設置状況	新規調査項目

3. 調査結果

ア) 水質の保全及び管理、水産資源の持続的な利用の確保に係る対策

○海域特性・海面利用の状況や、水環境等を巡る課題等が湾・灘ごとに異なることについてどう対応すべきか

- ・湾・灘の海域の状況（特性、利用状況、環境基準達成状況等）に応じて、水質総量削減等の継続実施による水質改善又は維持が必要。
- ・水産資源の持続的な利用の確保のため、水質総量削減、瀬戸内海環境保全特別措置法等の関係制度の見直しや、また、海藻養殖等の海面利用の実態に応じた下水道の季節別管理運転、海域への直接供給等の栄養塩類供給が有効と考える。
- ・これら栄養塩類の順応的管理の取組については、水産部局、環境部局、下水道部局等と情報共有しながら、環境基準の達成状況等も考慮して、取組を推進することが必要。

- ・水産資源の持続的な利用の確保のため、湾・灘の海域の状況に応じ、窒素、リンの管理目標値（下限値含む）を設定する。
- ・科学的知見を集積し検討した上で対応することが望ましい。

○一部の海域で発生する赤潮、貧酸素水塊や停滞水域における高濃度の栄養塩類の偏在等の課題に対し、どのように対応すべきか

- ・貧酸素水塊発生の要因となる窪地の対策や、カキ礁や海底耕耘、覆砂等による底質改善対策が必要。
- ・海岸保全施設等における環境配慮型構造物の採用。
- ・赤潮に関するモニタリングデータの蓄積、発生要因の解明、発生予知の向上が必要。

○その他、水質の保全及び管理、水産資源の持続的な利用の確保に向けて今後必要な方策

- ・各種検討結果や知見を踏まえた適正な栄養塩類の管理の在り方を示すガイドラインや、施策の技術的支援マニュアルの作成が必要。
- ・水環境と水産資源の持続的な利用の確保に関する調査研究。
- ・栄養塩類の管理におけるノリ等の漁獲量の効果の調査。
- ・漁業者等に対する海域利用の実態把握。

イ) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に係る課題と対策

○沿岸域の環境の保全、再生及び創出について、現状で認識している課題

- ・活動組織の維持のため、活動を担う人材の不足（高齢化）や活動資金の安定的な確保、保全・再生活動の効果把握、誰でも実施可能な簡易な再生手法の確立が必要。
- ・官民所有にかかわらず護岸等の海岸構造物導入時には、藻場、干潟、浅場造成等の取組を付帯して進めることが必要。
- ・担い手不足等を補うため、多様な主体との連携を促し継続的な体制を構築することが必要。
- ・過去の埋立等により藻場・干潟等の浅場が減少した。また、大阪湾（特に湾奥部）において、海岸の多くが岸壁や護岸（特に直立護岸が多い）として整備されており、生物生息に適した場所が少ない。

○自然海浜保全地区の指定が進んでいない理由・背景

- ・主要な自然海浜はすでに指定されている。
- ・指定されていない自然海浜は他の制度で既に保全されていることや、指定要件である利活用に馴染まない。
- ・自然海浜保全地区は条例において地元市町村の要望に基づき指定するものとしているが、地元からの要望がない。

- ・住民に対する制度やメリットの周知不足。

○藻場、干潟等の保全、再生及び創出をどう推進するべきか

- ・生物の生息に配慮した海岸保全施設の導入に関する技術支援マニュアルや事例集を作成することによる技術的な支援の実施。
- ・多様な主体が豊かな海づくりの活動ができる体制づくりが必要。
- ・藻場、干潟の定期的なモニタリングの実施。
- ・貧酸素水塊発生の変因となる窪地の対策や、カキ礁や海底耕耘、覆砂等による底質改善対策が必要。(再掲)

ウ) 自然景観及び文化的景観の保全に係る課題と対策

○自然景観及び文化的景観の保全について、現状で認識している課題

- ・海ごみ対策は沿岸部のみならず中山間地域も含めた全域での取組が必要。
- ・自然景観・文化的景観を含む魅力的なスポットが認知されていない。
- ・エコツーリズム等の実施主体が少なく、若年層の参加も少ない。また、取組の効果把握が必要。
- ・文化財を活かした観光振興について、城跡などに期待されるところがあるが、現地の整備がおいついていない。
- ・瀬戸内海国立公園内の案内看板等は、日本語表記のものが多く、増加する訪日外国人客に、優れた自然景観や文化を満喫してもらうためには十分でない。
- ・公園施設の老朽化により、使用を制限しているものがあり、利用者へのサービスの不足の発生とともに、景観の保全に悪影響を与えている場合がある。
- ・市町村における景観計画の策定の促進。
- ・少子高齢化や生活様式の変化などにより歴史的景観の維持が困難。
- ・地域資源が点在しているが、それらをつなぐ取組が必要。
- ・行政と地域住民が意見交換できる場が必要。

○自然景観及び文化的景観の保全に向けて今後必要な方策

- ・海ごみ対策の推進。
- ・市町村等と連携した文化財や景観の保全の強化。
- ・エコツーリズム等の受入環境の充実及び実施主体の支援。
- ・観光客やインバウンドの拡大のための魅力発信。

エ) 湾・灘協議会、その他協議会の設置状況

○湾・灘協議会の設置後の課題

- ・府県計画の内容が多岐にわたるため効果的・効率的な協議運営が必要。
- ・湾・灘ごとに課題があるが、湾・灘ごとの細やかな施策の検討は困難。
- ・協議会運営に係る人的、財政的コストの確保が必要。
- ・湾・灘協議会の目的を明確にする必要がある。

○湾・灘協議会の設置が困難な理由

- ・海域環境について意見交換を実施するような基盤となる会議体が現在存在しない。
- ・瀬戸内海環境保全計画が広範囲であるため、取り扱う議題の設定・議論の深掘りが難しい。
- ・湾・灘協議会の設置意義が関係者間で統一できていない。
- ・県民の意見聴取を行う場が既に存在していることから新たに設置する目的がない。
- ・協議会運営に係る人的、財政的コストの確保が必要。

(府県境界をまたぐ湾・灘協議会を設置する場合の課題)

- ・府県をまたぐ湾・灘協議会は関係者がさらに増え、合意形成が困難。
- ・府県をまたぐ共通の課題がない。

○その他、自然再生推進法、水循環基本計画、気候変動適応計画等の瀬戸内海の環境保全と関連が強い分野での既存の協議会等の設置状況

以下の協議会等についての調査回答があった。

(法律に基づく協議会)

- ・地球温暖化対策地域協議会
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 40 条に基づき設置された協議会。
- ・気候変動適応広域協議会
「気候変動適応法」第 14 条に基づき設置された協議会。
- ・自然再生協議会
「自然再生推進法」第 8 条に基づき設置された協議会。
- ・海岸漂着物対策推進協議会
「海岸漂着物処理推進法」第 15 条に基づき設置された協議会。

(その他協議会)

- ・大阪湾再生推進会議、広島湾再生推進会議
関係省庁・地方公共団体等が連携して、湾の再生を図るための行動計画を策定し、その効果的な推進を行う会議体。
- ・水質汚濁対策連絡協議会
河川及び水路などの公共用水域等に係る水質汚濁対策及び環境保全のために、国や県、沿川自治体などの連絡調整を図ることを目的に水系ごとに設置されている協議会。
- ・県民会議（*府県によって様々な名称で設置）
県内の学識経験者や環境関係の団体・事業所等で構成される会議体。